

道立学校における医療的ケア実施要項

(平成16年 5月13日 学校教育局長決定)

(平成17年 3月31日 一部改正)

(平成18年 1月18日 一部改正)

(平成18年 3月28日 一部改正)

(平成19年 3月30日 一部改正)

(平成19年 5月31日 一部改正)

(平成21年 6月18日 一部改正)

(平成22年 3月 4日 一部改正)

(平成24年 3月23日 一部改正)

(平成26年 5月20日 一部改正)

(平成31年 4月26日 一部改正)

(令和 4年 3月23日 一部改正)

(令和 5年12月12日 一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、道立学校において日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対して、安全に医療的ケアを実施するために必要な条件等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、医療的ケアとは、児童生徒等が生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要とする喀痰吸引、経管栄養等、医師の指導の下で保護者が日常的に家庭で行っている行為で、学校生活を送る上で必要なものをいう。

(具体的内容)

第3条 道立学校において実施できる医療的ケアの具体的な内容は、次のとおりとする。

(1) 教員が実施できる行為（以下「特定行為」という。）

ア 咽頭の手前の口腔内・鼻腔内の喀痰吸引

イ 気管カニューレ内部の喀痰吸引

ウ セキやおう吐、ぜん鳴等の問題のない児童生徒等に対する留置されている管からの注入による胃ろう又は腸ろう、経鼻経管による経管栄養（胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、医療的ケア看護職員が実施すること。また、経鼻経管の場合、医療的ケア看護職員が必要な頻度でチューブの位置の確認を行うこと。）

(2) 医療的ケア看護職員が実施できる行為

前号に規定する行為のほか、医師の指示により認められている範囲の行為

(実施校)

第4条 医療的ケアは、医療的ケア看護職員が配置されている道立学校において実施する。

(対象者)

第5条 医療的ケアの対象者は、主治医（医療的ケアを受けようとする児童生徒等の主治医をいう。以下同じ。）の意見に基づき、医療的ケアの実施について保護者から申請があった入学又は転入学の予定者を含む児童生徒等のうち、実施校に設置されている医療的ケアに関する校内委員会（以下「校内委員会」という。）における協議を経て、在籍中の医療的ケアの実施について校長が認めた者とする。

(認定特定行為業務従事者及び登録特定行為事業者)

第6条 教員が特定行為を実施しようとする場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第10条の規定に基づく「認定特定行為業務従事者」

の認定を受けるものとする。ただし、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の免許を有する教員は、次項の登録特定行為事業者の登録又は変更の届出の際に、認定特定行為業務従事者名簿に看護師等の免許等を記載し登録することにより、その免許をもって特定行為を行うことができる。

- 2 前項により認定を受けた教員が特定行為を実施する場合は、校長はあらかじめ法附則第27条第1項の規定に基づく「登録特定行為事業者」の登録を受けるものとする。

（医療的ケアを行う者）

第7条 医療的ケアは、実施校の医療的ケア看護職員及び教員（前条第1項により認定を受けた者及びただし書きの登録を行った看護師等の免許を有する者に限る。以下「実施者」という。）が実施するものとする。ただし、医療的ケア看護職員が学校に不在の場合、実施者は特定行為を実施することができないものとする。

- 2 実施者が特定行為を実施する場合、緊急時を除き、特定の児童生徒等に対して実施するものとする。

（実施計画及び実施結果）

第8条 校長は、年度当初又は新たに医療的ケアを実施する場合、医療的ケア実施計画書（別記第1号様式）を教育長に提出するものとする。

- 2 校長は、年度末までに医療的ケア実施結果報告書（別記第2号様式）を教育長及び主治医にそれぞれ提出するものとする。

（実施手続）

第9条 医療的ケアを実施するための手続については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 校長は、医療的ケアの目的・内容、実施手続等について保護者に十分説明し、次のアからウまでについて保護者の理解を得るものとする。
 - ア 道立学校において医療的ケアを行うのは、学校において児童生徒等が安全な環境で教育を受けられるようにするためであること。
 - イ 医療的ケア看護職員及び教員の対応能力には限りがあるため、障がいや病気の状態、健康状態、医療的ケアの内容によっては、実施できない場合があること。
 - ウ あくまでも児童生徒等が教育を受けられる状態にあることが前提であり、当日の児童生徒等の健康状態によっては、実施できない場合があること。
- (2) 医療的ケアの実施を希望する保護者は、医療的ケアの実施について主治医と相談し、了解を得た上で、医療的ケア実施申請書（別記第3号様式）を校長に提出するものとする。
- (3) 校長は、保護者からの申請に基づき、校内委員会において医療的ケアの内容、実施者等、具体的な対応について検討させるものとする。

この場合、必要に応じ、保護者との教育相談を実施するとともに、主治医又は学校医の指導、助言を求めるものとする。
- (4) 校長は、校内委員会での検討結果を踏まえ、医療的ケアの内容の適否を判断し、医療的ケア実施適否通知書（別記第4号様式）を保護者あて通知・説明するとともに、教職員に周知するものとする。
- (5) 校長は、校内委員会において当該児童生徒等の医療的ケアの実施に係る研修計画を立案させるとともに、当該児童生徒等に関する「医療的ケアに関する個別のケア・マニュアル」（様式A。以下「個別のケア・マニュアル」という。）を作成させるものとする。
- (6) 校長は、児童生徒等が新たに医療的ケアを実施する場合（入学・転入学等）、又は、医療的ケアの内容に変更がある場合は、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮するため、指示確認書（別記第5号様式）により主治医に依頼するものとする。
- (7) 医療的ケア看護職員は「個別のケア・マニュアル」の内容等について、指示書（参考様式）又は実施者が特定行為を行う場合は介護職員等喀痰吸引等指示書（別記第6号様式）により、主治医から指示を受けるものとする。
- (8) 校長は、医療的ケア実施通知書（別記第7号様式）により、医療的ケアの内容、実施者等に

ついて保護者あて通知するとともに、教職員に周知するものとする。

- (9) 医療的ケアの実施通知書を受領した保護者は、医療的ケアの実施内容について同意の上、校長に同意書（別記第8号様式）を提出するものとする。

（教員の研修手順）

第10条 教員が第6条第1項に定める認定を受けるための研修については、講義及び演習（以下「基本研修」という。）、実施校におけるシミュレータによる演習（以下「現場演習」という。）、実地校において指名された医療的ケア看護職員（以下「指導看護師」という。）による実地指導（以下「実地研修」という。）とし、その手順については、次のとおりとする。

- (1) 校長は教育長に対し、基本研修を修了した教員に対する現場演習及び実地研修の実施を研修依頼書（別記第9号様式）により依頼するものとする。
- (2) 教育長は、現場演習及び実地研修通知書（別記第10号様式）により、校長に対して現場演習及び実地研修の実施を通知するものとする。
- (3) 基本研修を修了した教員は、指導看護師から、現場演習を受けるものとし、指導看護師は「喀痰吸引等研修実施要綱（以下、「研修実施要綱」という。）」に基づき評価し、現場演習修了書（別記様式11号の1）により教育長に報告するものとする。
- (4) 現場演習を修了した教員は、指導看護師から「個別のケア・マニュアル」及び介護職員等喀痰吸引等指示書に基づいて実地研修を受けるものとし、指導看護師は「研修実施要綱」に基づき評価し、実地研修修了書（別記様式11号の2）により教育長に報告するものとする。

なお、評価の際に当該児童生徒等の意思が十分に確認できない場合は、保護者の意見を踏まえた上で評価を実施するものとする。

- (5) 校長は実地研修を修了した教員について、第6条第1項に定める認定特定行為業務従事者の認定手続を行うものとする。

（実施上の留意事項）

第11条 医療的ケアを実施するに当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 医療的ケア看護職員及び実施者は、当該児童生徒等の健康状況について十分把握できるよう、事前に主治医及び保護者から当該児童生徒等の病状について説明を受けておくものとする。
- (2) 医療的ケア看護職員及び実施者は、定期的又は適宜、主治医との間で連絡を取り合い、当該児童生徒等に関する必要な指示を受けるものとする。
- (3) 当該児童生徒等が登校する日には、保護者から、その日の健康状態や医療的ケアの実施に必要な情報及び医療的ケアの実施を希望する旨を記載した医療的ケア実施票（様式B-1・様式B-2）を提出させるものとし、実施者は、児童生徒等の登校時に医療的ケア実施票を確認するものとする。

なお、登校後に健康状態に異常が認められた場合は、保護者に速やかに連絡を取り、対応について相談するものとする。

- (4) 実施者が初めて特定行為を実施する場合は、当該実施校の医療的ケア看護職員が立ち会うものとする。

また、日常的に医療的ケア看護職員等を中心に連携協力して医療的ケアの実施に当たるものとする。

- (5) 医療的ケア看護職員及び実施者は、「個別のケア・マニュアル」に基づいて医療的ケアを実施するとともに、実施の際、特に気付いた点を医療的ケア実施票に記録するものとする。
- (6) 医療的ケア看護職員及び実施者は、保護者を通じて主治医に対して、医療的ケア実施票の記録に基づいて、医療的ケアの実施結果について定期的に報告するものとする。
- (7) 万一、医療的ケアの実施中に児童生徒等に異常が認められた場合には、直ちに中止し、

実施者は医療的ケア看護職員等の支援を求めるとともに、速やかに主治医及び保護者に連絡し、その指示等の下に必要な応急措置を取るものとする。

(8) あらかじめ主治医の了解の下、近隣の医療機関との間で主治医による緊急の対応を取り得ない緊急時の対応に係る体制を整えておくものとする。

(9) 校長は、保護者に対して、定期的に当該児童生徒等を主治医に診察させ適切な指示を受けるよう、協力を求めるものとする。

(庶務)

第12条 医療的ケアに係る庶務は、特別支援教育課において処理する。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、医療的ケアの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際、改正後の要項第10条第4号及び第5号に規定する教員研修（以下「教員研修」とする。）については、指導看護師が養成されるまでの間は、なお、改正前の要項第9条第7号の規定による研修を受講することで、教員研修を受講したものとみなす。

附 則

この要項は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月13日から施行する。